

(様式第2-14号)

多面的機能発揮促進事業に関する計画（変更）の概要

令和1年9月9日

三川町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第8条第4項において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体	備考
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無			
○				三川町地内	無	令和1年度～令和5年度	三川町広域協定運営委員会	長寿命化整備計画の策定